

『作業中の安全確保』と
『輸送品質の向上』への取組み

大丸運輸株式会社

『作業中の安全確保』と『輸送品質の向上』への取り組み

大丸運輸株式会社
総括安全衛生管理者
常務取締役 中畑 邦彦

大丸運輸株式会社は、運輸安全マネジメントに取り組み、『作業中の安全確保』と『輸送品質の向上』を目指し、下記の方針等に基づき、社是『向上心』をモットーに安全輸送に取り組めます。

1. 基本方針

- (1) 代表取締役は、『作業中の安全確保』及び『輸送品質の向上』が事業経営の根幹であることを深く認識し、全ての社員にそれを意識させ、主導的な役割を果たします。
- (2) 全社員が恒常的に、『作業中の安全確保』及び『輸送品質の向上』が事業経営の根幹であることを、深く意識し追究します。
- (3) 運行业務中は、交通ルールを遵守し、マナーを重んじ、一般運転者の模範となります。
- (4) 最大の顧客サービスを提供します。
- (5) 人材の育成と社員の教育に最大限の努力をします。
- (6) 本取り組み状況の情報について、積極的に社外に公表します。

2. 重点目標

- (1) 交通事故削減目標と製品事故ゼロの達成。
① 21年度交通事故件数の目標は、人身事故 0、物損事故 2件、自損事故 2件、製品事故 0
尚、18年度以降の目標と結果については、別紙『年度別事故件数削減目標と結果』を参照。
- (2) 社員へのクレームゼロの達成。
- (3) 社員のスキルとマナーの向上。

3. 重点施策

- (1) 全ての社員に、関係法令と別紙『安全作業標準書 I～V』を周知徹底し遵守させる。
特に、飲酒運転、過労運転、過積載運行の厳禁を徹底する。
- (2) デジタルタコグラフで運行内容を管理し、違反者への指導を強化する。
特に、速度超過、連続運転時間超過の厳禁を徹底指導する。
- (3) 安全スローガンの周知徹底により、2. 重点目標の 1) を達成する。
- (4) 指差呼称・コメンタリードライブによる安全確認とTBMの促進による安全意識の高揚を図る。
- (5) 全体会議等の安全会議でヒヤリハット発表及び危険予知訓練を定例化し、危険箇所と危険作業を摘出し共有し、且つ危険意識の高揚を図る。
- (6) 運行管理体制及び車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた運行管理及び車両管理が適切に機能するよう配慮する。

4. 指揮命令に関する組織体制及び報告・連絡体制

別紙『安全衛生の組織図と任務』を参照。

5. 安全衛生推進計画

安全衛生管理者会議において協議・決定・作成し、実行する。
内容の説明及び指示等は 1月の初出式及び年度初の全体会議において、総括安全衛生管理者が行う。
年度末を12月31日とし、総括安全衛生管理者が、4半期ごとに実施結果を作成し管理する。
別紙『安全衛生推進計画』を参照。

6. 安全スローガン

年間を通じ随時提唱することにより、恒常的に安全意識の高揚を図る。
運行业務におけるものと構内作業等運行以外におけるものと2つのパターンを作成する。
12月度の安全衛生管理者会議において、翌年の安全スローガンを決定する。

7. 安全作業標準書

作業中の安全を確保するため、『安全作業標準書』を作成し、社員はそれを遵守する。定期的な見直し又は内部監査により必要に応じて内容を修正する。内容の修正は、安全衛生管理者会議において協議・決定する。
別紙「安全作業標準書」を参照。

8. 安全会議等

安全に関する会議等は、全体会議、班長会議、班会議、緊急安全対策会議、安全衛生管理者会議、グループ別ミーティング、重大事故発生時の事故対策委員会に分類する。

全体会議

全ての社員を対象とし、年4回開催する。予定日を3月・6月・9月・12月の第2土曜日の午後とし、内容と会場は安全衛生管理者会議において協議・決定する。
安全に関わる特別研修及び講演を積極的に組み入れる。

班長会議

トラブル発生直後又は必要に応じて、安全管理者が総班長と各班長を招集し臨時的に開催する。

班会議

安全管理者又は各班長が、必要に応じて班員を招集し臨時的に開催する。

緊急安全対策会議

トラブル発生直後又は必要に応じて、総括安全衛生管理者が必要と判断する社員を招集し緊急に開催する。

トラブルの内容等を詳細に報告し、原因等を追究し、対策事項を協議する。

安全衛生管理者会議

代表取締役・総括安全衛生管理者・安全衛生管理者とその補佐・及び総班長において安全衛生管理者会議を月1回開催する。総括安全衛生管理者が議長を務め、議事内容を決定し管理する。

グループ別ミーティング

全体会議の直後に、グループ単位でテーマにそってミーティングを行う。グループ分け及びテーマは、安全衛生管理者会議において協議・決定する。

重大事故発生時の事故対策委員会

重大事故が発生した場合は、代表取締役が事故対策委員会を組織し、その委員長となって事故解決の総指揮を執る。

9. 班体制

『作業中の安全確保』と車両管理の円滑化を目的とし、乗務員を班分けする。乗務員の最高責任者として総班長を1名、各班に班長を1名、副班長を若干名任命する。総班長は全乗務員を総括し、班長は班をまとめ、安全管理者からの指示及び連絡事項等を速やかに伝達し、結果を確認をする。副班長は班長を積極的に補佐する。車両管理に関する一部を、総班長及び班長に一任する。

10. 社内報

情報の伝達と安全意識の高揚を目的とし、月1回発行する。内容は総括安全衛生管理者が監修し、事故報告や行事案内も掲載する。

11. 健康管理

定期健康診断を年に1回以上実施し、受診結果は総括安全衛生管理者より個々に通知する。再診の必要な社員には追跡調査し、再受診又は再検査を確認する。

12. 社員教育研修(計画)

乗務員研修

- (1) クレフィール湖東における安全運転研修会
- (2) 兵庫県トラック協会東部支部が主催する安全運転研修会

- (3) 事故惹起運転者講習及び初任運転者講習
貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項による、特定の運転者に対する国土交通大臣の告示による特別な指導として、死亡又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者」及び軽症者を生じた交通事故を引き起こし、且つ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者」は事故惹起運転者として、運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者 前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者によって運転者として常時選任されたことがある者を除く」は初任運転者として、それぞれ、兵庫県交通共済(協)が開催する『特別指導講習』を、再乗務又は初乗務開始後1ヶ月以内に受講する。
- (4) 全体会議における特別研修及び講演
年4回開催する全体会議の中で、トラック販売会社・タイヤ販売会社・保険会社等の担当者又は専門社員による特別研修を開催する。
(各荷主様にも極力出席願ひ意見等を頂く。)
- (5) その他

管理者・事務職員研修

- (1) トラック協会等の関係機関が主催及び開催する安全に関する研修会や講習会に積極的に参加する。
- (2) その他、有効と思われる研修会や講習会 講演会に積極的に参加する。